

# 防災マニュアル

令和6年4月 ~学生用~

☆ 災害が発生したら…事務室

TEL 【0545-55-3888】

TEL 【080-6913-3888】【080-5118-3888】【080-6915-3888】

☆ 火災が発生したら…消防署

TEL 119



学校法人 森島学園  
専門学校富士リハビリテーション大学校

## 目 次

1	避難場所一覧図	1 P
2	災害時の緊急連絡先	2 P
3	デスクネットの使い方	2 P
4	地震発生時の基本行動 10 カ条	3 P
5	地震対策（東海地震注意情報発表～発災時まで）	4 P
6	津波対策	5 P

### ◎ 命のパスポート

静岡県のホームページに掲載されています。

いざというときに必要な最低限の内容が記載されています。折に触れて読み返し、いざという時に慌てず行動できるようにしておいてください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukei/passport2/index.html>

**地震からあなたと家族を守る**  
**命のパスポート**  
静岡県

**3秒**  
**地震だ!**

●落ち着け! ●身を守れ!  
●意識しよう! 火元と脱出口確保

**1~2分**  
**揺れがおさまった**

津波や山・崖崩れの危険が予想される地域はすぐに避難  
●火元を確認! ●家族は大丈夫か!  
●靴を履く! ●非常持出し品!

**3分**  
●みんな無事か? ●近くに火は?

**大声で知らせろ!**  
**消火器を使え!**  
**バケツリレーだ!**  
●余震に注意!

**5~10分**

●ラジオをつける! ●デマにまどわされるな!  
●指針、自主防の情報を確認!  
●電話はなるべく使わない!  
【緊急連絡先を要約】 要約内容は防災ダイヤル【171】参照

避難のときは  
●電気を止める(エレベーターを止める) ●電灯を消す  
●エレベーターの扉、自動販売機の扉、窓ガラスの落下、がれきに注意!  
●電灯のスイッチを押し、ラジオなどの情報を注意し、平常どおりの生活しよう。

**10分~数時間**

●みんなで消火活動! ●みんなで救出活動!  
**消火・救出が難しいときは消防署等へ連絡!**  
**簡単な手当ては自分で!**

**~3日**

●生活必需品は備蓄でまかなえ!  
**水・食料・ラジオ・ライト・常備薬等**  
●市町広報に注意! ●無理はやめよう!  
●こわれた家に入るな! ●がまんと助け合い!

**避難生活**になったら  
**3か条**

●自主防を中心に!  
●ルールを守れ!  
●助け合おう!  
災害時要援護者に心づかい

**東海地震に関連する情報**

**東海地震観測情報**

観測された現象が東海地震の前兆現象であると断りに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表される情報。

●家庭では・・・  
地方のアレレ、ラジオなどの情報に注意し、平常どおりの生活しよう。

**東海地震注意情報**

観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

●家庭では・・・  
地方のアレレ、ラジオなどの情報に注意し、逃げるために家の中や非常持出し品の再点検しよう。

**東海地震予知情報**

東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表される情報。

●家庭では・・・  
地方のアレレ、ラジオなどの情報に注意するとともに、東海地震の発生に十分警戒しよう。津波や山・崖崩れの危険予知区域内であれば、すみやかに指定避難所に避難しよう。

あなたの家は、避難の必要な地域ですか?

危険の種類 (該当するものを○)

①津波危険予知地域  
②山・崖崩れ危険予知地域  
③避難が必要でない地域

避難場所

氏 名	_____
所 住 地	_____
電話番号	_____

※この記入は、家族、近所、近所自治会等に知らせる。

我が家の行動表 (家族全員が記入し、家族や地域で共有しよう)

氏 名	日替りする避難場所の順位

家族の連絡先

氏 名	連絡先

家族・知人の安否確認に  
NTT災害用伝言ダイヤル **171**

伝言の録音 (被災地域先)

① 171 をダイヤル

録音の場合  
① をダイヤル

② XXX-XXXX  
自治体・被災地の  
電話番号をダイヤル

伝言の再生

① 171 をダイヤル

再生の場合  
② をダイヤル

② XXX-XXXX  
被災地の  
電話番号をダイヤル

自らの命は自ら守る。自らの地域は皆で守る。

氏 名	_____
住 所	_____
生 年 月 日	_____
職 務 等	_____
所 属 主 助	_____

静岡県防災局防災情報室  
TEL **054-221-3694**  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

### 1 避難所一覧

校内につきましては別紙 1 を参照

#### 学校付近の救護所

伝法小学校 (富士市伝法 2743 番地) (0545) 52-0027

## 2 災害時の緊急連絡先

### I 学校への緊急連絡先

名称	電話番号	備考
学校（固定電話）	0545-55-3888	事務室
学校（携帯電話）	080-6913-3888	理学療法学科
学校（携帯電話）	080-5118-3888	理学療法学科
学校（携帯電話）	080-6915-3888	作業療法学科

※停電時校内の固定電話は使用不可。

### II 富士市の主な災害対策関連機関（市外局番 0545）

種類	機関名称	電話番号	備考
消防	消防署	局番なし119	火災・救急など
	富士市消防本部	55-2851	
警察	富士警察署	51-0110	
	富士伝法交番	52-2013	
行政	富士市役所（代表）	51-0123	
	富士市災害テレホンサービス	52-1181	火災の問い合わせ（24時間対応）
	富士市災害テレホンサービス	51-9999	当直病院の問い合わせ
	富士市保健所	65-2205	
病院	富士市立中央病院	52-1131	
学校医	鈴木内科医院	52-3736	
気象	静岡地方気象台	市外局番-177	現在発表中の警報や注意報・天気（音声）
静岡県の緊急情報・危機管理情報のHP		<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/index.html</a>	
富士市防災情報ポータル		<a href="http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/menu000025700/hpg000025601.htm">http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/menu000025700/hpg000025601.htm</a>	

※ 教員室・研究室等へ掲示したり、必要箇所を切り抜いて携帯する。

## 3 デスクネットの使い方

- ①学校のHPサイトを開く（PC・携帯電話）
- ②学生・保護者の方へ タブをクリック
- ③デスクネット ボタンをクリック
- ④回覧板を確認

#### 4 地震発生時の基本行動10カ条（在宅時）

- ① まず、身の安全を確保最初の揺れにより、瞬時の判断が必要です。
  - ・あわてて外に飛び出さない。
  - ・飛散の恐れがある窓際や落下・転倒の恐れがある家具等から離れる。
  - ・机やテーブルなどの下にもぐって身を守る。このとき机などがぐらつかないように、机などの脚をしっかりと押さえる。
- ② すばやく火の始末
  - ・揺れが大きい場合は無理をせず、揺れが収まるのを待ってください。
  - ・揺れが小さい場合は、使用中のガス器具・ストーブなどを素早く消す。
  - ・ガス器具は元栓を閉め、電気器具はコンセントを抜き、ブレーカーを切る。
- ③ 脱出口を確保
  - ・地震による家の歪みで、扉が開かなくなることもあります。
  - ・揺れを感じたら、素早く玄関・窓などを開けて非常脱出口を確保する。
- ④ 火災を見つけたらすぐ消火
  - ・火が天井まで燃え移る前なら、消火できるチャンスがあります。
  - ・消火器やバケツなどで初期消火をする。消火不能な場合は、ただちに部屋のドアを閉め、火災が発生したことを大声で周囲に伝えながら避難する。
  - ・火災で煙が発生したら身をかがめ、水で湿らせたハンカチなどで口をふさぎ、煙を吸い込まないように注意して避難する。
- ⑤ 外へ逃げるときはあわてずに
  - ・揺れが収まるのを待って、周囲の状況を確認してから避難しましょう。
  - ・足元の散乱物や、頭上の落下物に注意して避難する。素足はダメ。
  - ・電気が復旧した時、火災の原因になるので、ブレーカーは切っておく。
- ⑥ 狭い路地・崖・川べりに近づかない
  - ・狭い路地や塀際では、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀や自動販売機が倒れてきたりすることがあるので近づかない。
  - ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近づかない。
- ⑦ 協力しあって消火・救出・救護
  - ・近所で火災が発生していたり、閉じ込められている人がいたら、近隣住民と協力しあって消火・救助にあたる。
  - ・災害時は、病院等で手当できる患者の人数に限りがあるので、軽症者などの処置は、お互いに協力しあって応急救護をする。
- ⑧ 避難は徒歩で
  - ・避難に車は使わない。
  - ・誰が何を持ち出すのか、家庭内で役割分担を決めておく。
  - ・家族が離れ離れになった場合の集合先、連絡方法を決めておく。
- ⑨ 山崩れ・崖崩れ・津波に注意
  - ・山・崖崩れや津波などの危険が予想される地域は、避難命令を待たずにすぐに避難を開始する。
  - ・海岸の近くで揺れを感じたら、津波の発生を警戒し、すみやかに高台やビルの屋上などに避難する。
- ⑩ 正しい情報を確認
  - ・ラジオや市町の同報無線などから正確な情報をつかみ、的確な行動を取る。デマや噂にまどわされない。
  - ・地震直後で携帯ラジオがない場合、カーラジオを利用するののも一つの方法。

## 5 地震対策（東海地震注意情報発表～発災時まで）

### ① 東海地震注意情報発表が発表された時の行動対処

ケース	対応策
学内授業中（実験・実習及び試験を含む）の場合	教員は、すべての授業を中止し、火気等の安全を確認する。学生は、教員・校内放送の指示に従う。
学内課外活動中の場合	教員は、すべての課外活動を中止し、火気等の安全を確認する。学生は、教員・指導者の指示に従う。
登下校途中の場合	全学休講となるので、登校しない。下校途中の場合は、速やかに帰宅する。（特別な事情がある者は申し出る。）
学外実習中の場合	各実習施設の指示に従う。教員は各施設・各学生の安否の確認をする。
学外活動中の場合（部活動など）	教員は、すべての活動を中止し、火気等の安全を確認する。学生は、教員・責任者の指示に従う。

### ② 警戒宣言が発令された時の行動対処

- ア 警戒宣言が解除されるまで、すべての授業（実験・実習及び試験を含む）を休講にする。
- イ 警戒宣言が解除された場合は、警戒本部からの指示に基づき、授業を再開する。

### ③ 東海地震発生時の対処（避難活動等）

発災の規模、態様等に応じ、的確な判断と臨機応変の行動を取る。

#### ア 第1次避難（教室等の学内での避難）

地震発生直後におけるパニックの防止、火気の始末及び第1次避難行動に対する学生への指示は、在室中の教職員が行う。

#### 【地震発生】

- ・可能な場合は、すばやく火気を始末する。
- ・机などの下に隠れる。
- ・落下物、転倒物、ガラス飛散等から身を守る。

#### 【本震後】（約1分後）

- ・負傷者の有無の確認又は救助、応急手当を行い、自衛消防本部（防災センター）に通報し、支援を受ける。
- ・状況により、第2次避難の準備をする。

#### 【状況悪化】

- ・火災が発生したときは、発生場所を確認して、最寄りの火災報知機を押し、教員の指示等により初期消火にあたる。

#### イ 第2次避難（駐車場・伝法小学校・校舎4階への避難）

状況が悪化し、教室等学内での避難が危険と判断されたときは、必要により教職員の判断・指示のもとで、落ち着いて指定場所（駐車場・伝法小学校・校舎4階）へ第2次避難行動を開始する。なお、避難完了後は、デスクネット、電話にて安否の確認を受け、校長からの指示事項等を聞く。

#### ウ 避難場所等の指定

区分	避難行動の種類	避難場所
学内	第1次避難行動、研究室、実習室、事務室等、在室する場所	各教室
	第2次避難行動	駐車場・伝法小学校・4階
学外（実習中など）	避難行動	実習先機関（病院、福祉施設、保健所等）が指定する場所

#### ④ 東海地震発生後の授業の再開

学内外における被災の規模、態様、余震の状況及び学生への連絡方法等、総合的に勘案して学校長が決定する。

#### ⑤ その他の災害対策について

##### ア 在学中の火災発生時（火災発見時）

- ・大声で周囲（教職員・学生等）へ知らせる。
- ・火災報知器のボタンを押す。
- ・自主的判断、教員の指示又は校内放送の指示に従い、避難場所（駐車場・伝法小学校・4階）へ避難する。

##### イ 暴風警報発令時

静岡県東部地方に暴風警報が発令された場合、学生の身の安全を確保するため、以下の休講措置を講じる。デスクネットにて連絡を行うので随時確認をすること。

- ・平日（昼間）開講科目（平日の午前9時から午後4時10分までの間に開講する科目）

暴風警報発表時刻	措置内容
7:00～8:59（注）	第1時限・第2時限を休講とする。
9:00～10:39	第2時限を休講とする。
※ 午前11時に警報が継続していた場合は、終日休講とする。	
※ 午前11時までに警報が解除された場合は、第3時限の講義から再開する。	
11:00～12:59	第3時限以降を休講とする。
13:00～14:39	第4時限以降を休講とする。

（注）午前7時の時点で暴風警報が継続している場合を含む。

- ・土曜日開講科目

授業開始2時間前から授業開始時刻までの間において発表されている又は発表された場合、終日休講とする。

※「デスクネット」に「地震対策」及び「その他の災害対策」についての記載があるので、確認しておく。

## 6 津波対策について

- ◆津波の危険が予想される地域に所在する学校の対応・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 津波に関する情報が発せられた場合及び強い揺れを感じた場合の一般的対応
- 2 学校活動時間外に津波に関する情報が発せられた場合の対応
- 3 学校活動時間内に津波に関する情報が発せられた場合の対応
- ◆安全確保のため児童・生徒、教職員を学校に待機（宿泊）させる場合の対応・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆津波避難訓練の実施・・・ 6

（１）津波に関する情報が発せられた場合及び強い揺れを感じた場合の一般的対応（参考資料：「地震だ、津波だ、すぐ避難」危機管理部危機情報課発行）

- ◆強い地震を感じたら（弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時にも）
- ◆津波警報が出たら（揺れを感じなくても）
  - 大津波：高い所で3m以上
  - 津波：高い所で2m以上
    - 海岸にいる人はただちに海岸から離れ高台か指定の避難ビルへ
    - 津波の危険が予想される地域のみなさんもただちに避難

- ◆津波注意報が出たら（揺れを感じなくても）
  - 高い所で0.5m程度
  - ラジオ・テレビ・市町の情報
  - <広報用スピーカー、広報車など>に注意
  - 海岸にいる人は近くの高いところへただちに避難
  - 津波の危険が予想される地域のみなさんはいつでも避難できるように

- ◆警戒宣言が発令されたら
- 津波の危険が予想される地域のみなさんはただちに避難。様子を見ている余裕はありません。避難勧告を待ってはいけません。市町指定の避難地や危険予想地域外の親類・知人家などへ。行く場所が無い場合、また登校時、下校時は学校へ。

### ☆津波に対する心得

- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・津波注意報でも、海辺での活動は行わない。
- ・必ずしも第1波が最大とは限らない。
- ・少なくとも12時間は警戒が必要である。

### （２）対応行動

A：児童・生徒、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応

教職員	児童・生徒、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員 （校長） （教務部長） （事務長）	①生徒の安否確認実施についての判断と指示、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ②教職員の安否確認実施と招集についての判断と実施 ③校舎・校外の被害確認と復旧・応急措置の検討 ④通学路の状況把握の指示 ⑤学習活動の可否・登校時刻等についての判断 ※津波警報や津波注意報が発せられた段階で、登校させない。 ※津波警報や津波注意報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。など

	⑥近隣の学校との情報交換と対応の調整 ⑦関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ⑧各学校の緊急連絡網（メール配信等）にて指示 【伝言文例】 「こちらは〇〇学校です。津波注意報（警報）が発表されていますので現在、登校を見合わせています。」など ⑨学校が避難所となることを想定した対応計画の確認と実施 ⑩マスコミ等への対応
一般教職員	①学校の教員用連絡網にて今後の動きについて確認 ②担任は校長等の指示により、必要に応じて生徒の安否確認と今後の動きについて、クラスの連絡網にて指示

B：学校活動時間内に津波に関する情報が発せられた場合の対応（生徒在校時）

教職員	児童・生徒、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員 （校長） （教務部長） （事務長）	①校舎内から出ないように避難指示（3階以上へ避難） ②生徒・教職員の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ③関係機関への連絡・調整（必要に応じて教育委員会・消防等） ④特に通学路の状況把握の指示 ⑤学習継続の可否・下校方法・下校時刻等についての判断 ⑥近隣学校との情報交換と対応の調整 ⑦家庭へ生徒の学校内に留め置き連絡指示（メールの配信又は連絡網等） ⑧学校が避難所（津波避難ビル等）になっている場合の対応計画の確認と実施 ⑨マスコミ等への対応窓口設置
一般教職員	①生徒の安否確認 ②学区内（特に通学路）の状況把握 ③今後の動きについて生徒等へ連絡 ④家庭への連絡（メールの配信又は連絡網等） ⑤学校が避難所になっている場合の対応

C：学外実習時等の避難行動（例）

教職員	児童・生徒、教職員に被害が発生する可能性がある場合の対応
応急対策要員 （校長） （教務部長） （事務長）	①生徒・教職員の安否確認、津波情報の収集（テレビ、防災無線等） ②関係機関への連絡・調整（実習先） ③復路の状況把握の指示 ④学習継続の可否・帰校方法・帰校時刻等についての判断 ⑤家庭への連絡指示 ⑥復路引率応援者の派遣の判断 ⑦帰校が困難となることを想定した対応計画の確認と実施 【帰校が困難な場合の対応例】 ・生徒を安全な場所に留め置き、学校から保護者へ連絡し、現場まで迎えに来てもらう。 ・保護者の迎えが来ない場合や生徒の家の安全が確保できないときは、現場・宿舎で待機する。 ⑨学校が避難所（津波避難ビル等）になっている場合の対応計画の確認と実施 ⑩
一般教職員	①生徒の安否確認 ②復路の状況把握 ③今後の動きについての連絡、相談 ④学校への安全な復路指導（帰宅できない場合）



### (3) 安全確保のため児童・生徒、教職員を学校に待機（宿泊）させる場合の対応

津波警報が発せられ、公共交通機関が止まったり、沿岸地域の道路が長時間に渡り通行止めになった場合、帰宅困難となる児童・生徒、教職員が生じることから、安全を考慮し、学校に長時間の待機又は宿泊させる必要がある。このため、各学校はあらかじめ以下の準備をしておく。

- ◆長時間の待機又は宿泊させるための施設等の選定
- ◆児童・生徒、教職員の人数及び性別を考慮した部屋の確保等
- ◆寝具、食料が人数に応じて確保できる準備等(人数が多い場合は非常食の活用も考えられるが、少人数であったり学校周辺が安全な状況である場合には健康面を考慮して生徒に負担のかからない食事をさせることも検討しておくといよい。)
- ◆生徒の身体的、精神的なケアができる教職員の体制
- ◆寝具等の準備（防災用毛布、寝袋等の準備をしておくといよいが人数が多い場合に備え、リース等の対応ができる業者等を決めておくといよい。)
- ◆長時間の待機又は宿泊が生じる可能性のある児童・生徒の保護者に対して事前に理解を得ておくなど連携を図っておくといよい。

#### 防災備蓄

- ・防災ラジオ
- ・懐中電灯5台
- ・寝具（アルミシート100枚）
- ・非常食（カロリーメイト300食）
- ・飲料水（2ℓ×6本×30箱）